

社会福祉法人の設立を考えている方々へ

1 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定ですか。

- ・社会福祉法人が行うことのできる事業は限られています。
(社会福祉事業：社会福祉法第2条に限定列举、「2 社会福祉事業一覧表」参照)
(公益事業及び収益事業：社会福祉法第26条に規定)
- ・社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法第2条で規定されていますので、それ以外の事業のみをもって、社会福祉法人の設立はできません。
- ・公益事業及び収益事業の事業規模が、全事業の過半を占めることはできません。

2 事業の活動拠点は、どこを考えていますか。

- ・各市町村ごとに施設や利用者の数などの計画が策定されていますので、実施予定の社会福祉事業を所管する市の担当課や大阪府の関係各課と十分に協議をしてください。

3 基本財産は、ありますか。

- ・社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うに必要な資産（基本財産）を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。
その資産とは、原則として社会福祉法人所有の土地、建物等をいいます。

4 建設資金等は、どのように確保するのですか。

- ・建物の建設資金等の一部に対して、国、府、市の補助制度がありますが、自己資金として建設資金等を用意する必要があります。
また、法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の約1/2分の1以上（介護保険法上の事業及び障がい福祉分野における支援費対象事業の場合は1/2分の2以上）の資金が必要です。
- ・建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」ですので、施設開設後返済しなければなりません。

5 社会福祉法人の運営は、誰がするのですか。

- ・上記の条件が整って社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくために役員（理事・監事）が必要になります。
- ・役員報酬については、役員の地位にあることのみをもっては、支給できません。

6 どのような人が、評議員及び役員（理事・監事）になる予定ですか。

・評議員及び役員等の就任にあたっては、いくつかの条件を満たす必要があります。

(1) 評議員（理事の員数を超える数）

- ア 評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めることになるが、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効であること。定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。
- イ 法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- ウ 法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと。
- エ 各評議員は又は各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。

(2) 理事（6人以上）

- ア 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者
- イ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者および法人が行う事業の区域における福祉に関する事情に通じている者
(経営に関する識見を有する者)
 - ・社会福祉に関する教育を行う者、社会福祉に関する研究を行う者
 - ・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - ・公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者(福祉に関する事情に通じている者)
 - ・社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - ・民生委員・児童委員
 - ・社会福祉に関するボランティア団体・親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 - ・医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 - ・自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者
- ウ 法人が施設を設置している場合はその管理者
- エ 理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族をその他各理事と特殊の関係のある者（以下、理事の親族等特殊関係者という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。

(3) 監事（2人以上）

- ア 監事は、当該法人の理事又は職員を兼任できない。
- イ 社会福祉事業について識見を有する者
- ウ 財務管理について識見を有する者

- エ 各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと。
- オ 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

7 発起人の法的責任について

- ・発起人の事務の遂行に伴って、個人的に法的責任が発生する場合があります。
- ・発起人がその事務を行う際には、高度の注意義務が要求されます。したがって、発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うことがあります。さらに、代表者以外の発起人も、注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には、賠償責任を負うことになります。

8 法人設立の事務は、誰が担当されますか。

- ・社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類を必要とします。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人の設立後理事長や、施設長になる予定の方が直接事務手続きを行ってください。

9 社会福祉法人設立認可等審査会について

- ・社会福祉法人を新たに設立しようとする場合には、あらかじめ、「社会福祉法人設立認可等審査会」に諮る必要があります。
法人からの提出書類に基づき設立の適否の審査を行い、その結果を提出者に連絡します。審査会において、法人設立が適当と認められたときは、施設の開設等に向けて、各事業担当所管課（者）と綿密に連絡を取りながら、手続きを進めてください。

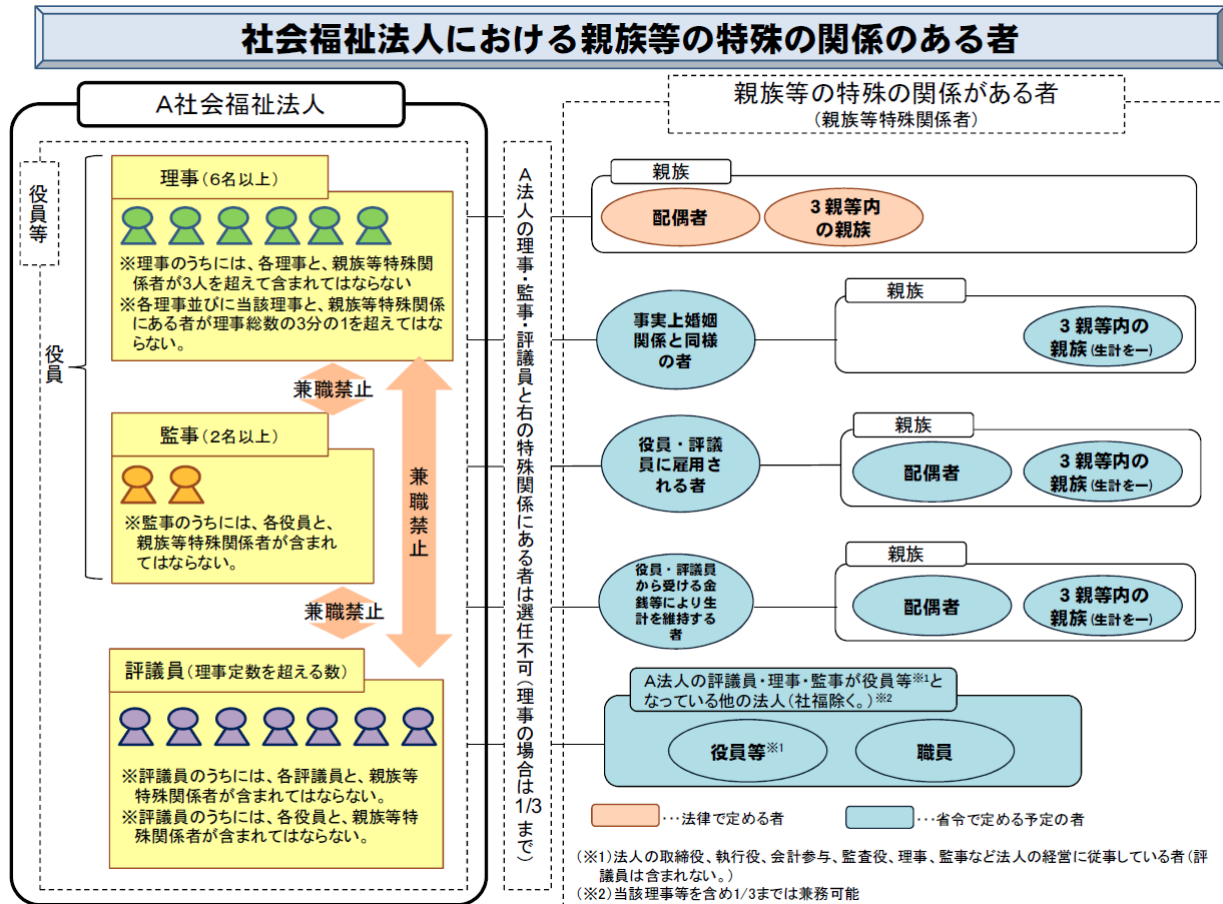
【参考：特殊の関係がある者】

（各評議員又は各役員と特殊の関係がある者）

- ① 評議員又は役員と事実上の婚姻関係にある者
- ② 評議員又は役員の使用人
- ③ 評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③までに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 評議員又は役員が、役員もしくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（当該評議員を含め評議員総数の三分の一を超える場合に限り。）
- ⑦ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該社会福祉法人の評議員及び役員が他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合に限り。）

⑧ 次に掲げる団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。評議員総数の三分の一を超える場合に限る。）

〔 国の機関／地方公共団体／独立行政法人／国立大学法人法／地方独立行政法人
特殊法人又は認可法人 〕



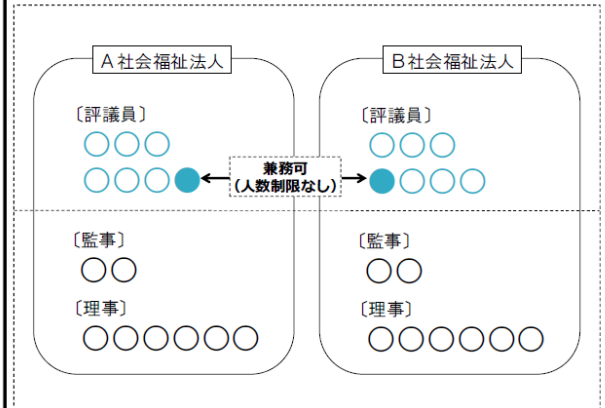
※厚生労働省資料「社会福祉法人制度改革について」

評議員の特殊関係者①

問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

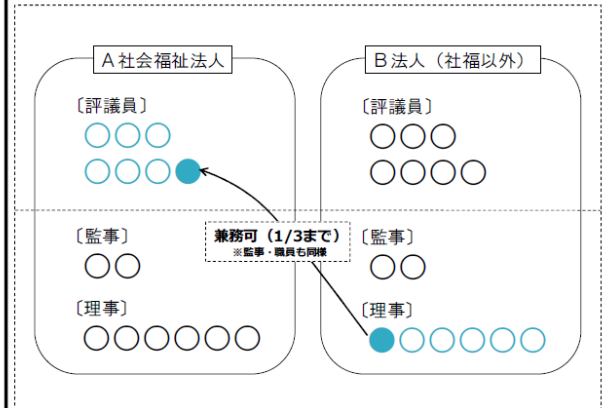
1. 人数に制限なく兼務可能である。



問 A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

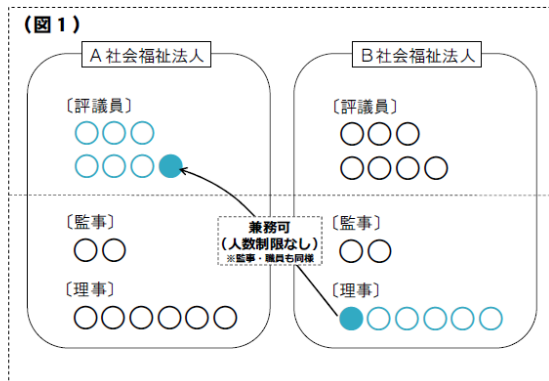


評議員の特殊関係者②

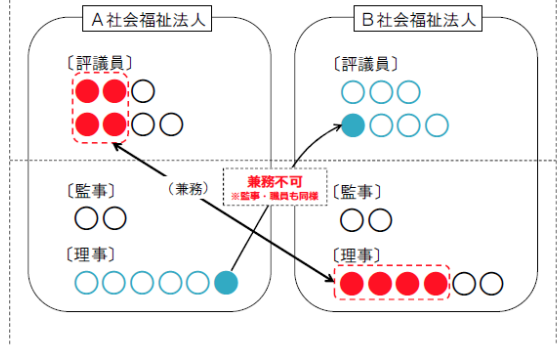
問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

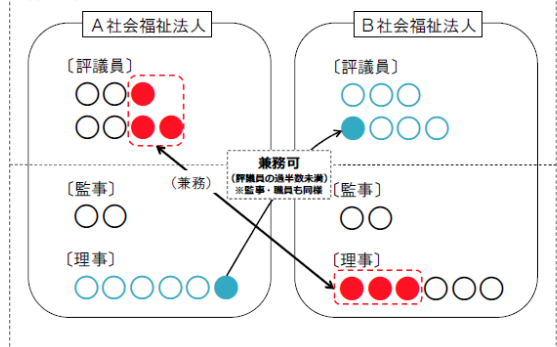
1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)



(図2)



(参考)



※厚生労働省資料「社会福祉法人制度改革について」

(理事と特殊の関係がある者)

- ① 理事と事実上の婚姻関係にある者
- ② 理事の使用人
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③までに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 理事が、役員もしくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(当該評議員を含め評議員総数の三分の一を超える場合に限る。)
- ⑦ 次に掲げる団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。理事総数の三分の一を超える場合に限る。)

[国の機関／地方公共団体／独立行政法人／国立大学法人法／地方独立行政法人
特殊法人又は認可法人]

(監事と特殊の関係がある者)

- ① 役員と事実上の婚姻関係にある者
- ② 役員の使用人
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③までに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 理事が役員もしくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(監事総数の三分の一を超える場合に限る。)
- ⑦ 監事が役員もしくは業務を執行する社員である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(監事総数の三分の一を超える場合に限る。)
- ⑧ 他の社会福祉法人の理事又は職員(当該社会福祉法人の評議員及び役員が他の社会福祉法人の評議員総数の半数を超える場合に限る。)
- ⑧ 次に掲げる団体の職員(国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く。評議員総数の三分の一を超える場合に限る。)

[国の機関／地方公共団体／独立行政法人／国立大学法人法／地方独立行政法人
特殊法人又は認可法人]